

「責任職研修業務委託」受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 横浜市交通局物品供給等一般競争入札参加資格審査委員会要綱（以下「委員会要綱」という。）第2条の規定に基づき、「責任職研修業務委託」について、プロポーザル方式により受託候補者を選定する場合の手続き等については、横浜市交通局委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）及び横浜市交通局委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるところにより実施する。

(審議事項)

第2条 委員会要綱第2条に定められた審議事項は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施に関する審査
 - ア プロポーザル提出者の決定
 - イ プロポーザルの評価方法の決定
 - ウ 提出要請書の審査
 - エ その他必要と認めるもの
- (2) 選定に関する審査
 - ア プロポーザルの評価
 - イ 委託業者の決定
 - ウ プロポーザルの評価結果の通知

(提出要請書)

第3条 プロポーザルの提出要請書には、原則として、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 責任職研修業務委託に係るプロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 予定講師の経歴等
- (3) 研修の実施方針
- (4) 研修の実施手法
- (5) 研修の実施体制
- (6) 当該業務についての具体的な提案
- (7) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 研修目的に対する合致度
 - (2) 研修の実施手法（専門性）
 - (3) 講師の経歴及び技量
 - (4) 実施体制
 - (5) 企業としての取組に関する視点
- 2 プロポーザルの評価にあたって、応募多数（4者以上）の場合は第1次評価として書類選考を行うものとする。ただし、応募数が3者以下の場合は第1次評価を省略する。
 - 3 第2次評価として提案者にヒアリングを行うものとする。
 - 4 いずれかの評価項目（加算項目は除く）の評価点が0点となった者、または評価点の合計が49点以下の者（最低基準は50点）は失格とする。
 - 5 提案書の内容及びヒアリングの結果を基に算出した評価点が高い者を特定する。評価点が高点の場合は、評価委員会にて採択を行い、当該業務にもっとも適した者を特定する。
 - 6 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(評価委員会)

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。
委員長 交通局経営管理課経営経理係長
副委員長 交通局経営管理課長
委員 交通局総務課長、交通局人事課長、交通局能力開発センター長

- 3 委員長は、当委員会を総括する。
- 4 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 5 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。
- 6 欠席した委員の評価は集計には含めない。
- 7 委員長は、評価結果を交通局一般競争入札参加資格審査委員会に報告するものとする。ただし、第1次評価結果については報告しないものとする。また、委員長が欠席の場合は、あらかじめ委員長が定めた者がその職務を代理する。
- 8 評価委員会は非公開とする。委員長は、評価結果を交通局一般競争入札参加資格審査委員会に報告するものとする。

(提案資格確認の通知)

- 第7条 提案資格者として選定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は当局が通知を発送した日の翌日から起算して、5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。
- 2 前項により説明を求められたときは、当局が書面を受領した日の翌日から起算して、5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

- 第8条 受託候補者として特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は、当局が通知を発送した日の翌日から起算して、5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。
- 2 前項により説明を求められたときは、当局が書面を受領した日の翌日から起算して、5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附 則

この要領は、令和元年12月23日から施行する。